

第2回浜田市保健医療福祉協議会

審議及び資料集

事務局：地域福祉課

審議事項

「浜田市再犯防止推進計画（案）」について

資料 1	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
浜田市再犯防止推進計画（案）	・・・・・・・・	別添

浜田市再犯防止推進計画（案）について

1 審議の内容

浜田市再犯防止推進計画策定専門部会において、浜田市再犯防止推進計画の計画案を策定いたしました。

浜田市保健医療福祉協議会規則第5条第2項の規定に基づき、計画案を報告しますので、ご審議いただきたいと存じます。

2 計画案の策定プロセス

日付	会議開催等	決議等の概要
R3.1.21	協議会(第2回)	専門部会設置及び付託
R3.3.29	専門部会(第1回)	計画案骨子協議
R3.9.10～	地域住民アンケート	市民1,200名に住民アンケート実施
R3.10.26	専門部会(第2回)	計画素案の審議
R3.11.16	専門部会(書面審議)	計画素案修正の審議、計画案の策定
R3.12.27～	パブリックコメント募集	計画案に対し、意見の提出なし

※表中「協議会」は、浜田市保健医療福祉協議会

※表中「専門部会」は、浜田市再犯防止推進計画策定専門部会

3 計画案の構成について

(1) 全体構成

法務省の地方再犯防止推進計画策定の手引きを参考にしています。

(2) 浜田市の状況

浜田警察署の管内情報や、令和3年版犯罪白書等を参考にしています。

また、島根県立大学、島根あさひ社会復帰促進センター、浜田市の3者連携協力協定により、住民意識調査を実施いたしました。

(3) 取組施策について

島根県再犯防止推進計画との整合を図りながら、浜田市再犯防止推進計画策定専門部会及び浜田市関係部署で協議のうえ策定しています。

4 パブリックコメントについて

令和3年12月27日から令和4年1月26日までの間、意見募集を行いました。意見の提出はありませんでした。

なお、この間に令和3年版犯罪白書が閣議決定され公表されましたので、計画案につきましても、犯罪白書に係る統計情報を更新し、記載しています。

報告事項

- ①浜田市地域包括支援センターの業務委託について・・・ 4 頁
- ②新型コロナウイルスワクチン接種状況について・・・ 6 頁
- ③休日応急診療所及び病児・病後児保育室の開設について・・・ 8 頁
- ④令和 4 年度浜田市子育て世代包括支援センター及び
子ども家庭総合支援拠点の連携体制（案）について・・・ 10 頁

浜田市地域包括支援センター運営業務の委託について

1 地域包括支援センターとは

地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、平成 18 年度から全国に設置された相談支援機関です。具体的には、地域の高齢者に関する相談や悩み事を受け付け、適切な支援等につなげることが主な業務で、これまでは浜田市の健康医療対策課を本センター、各支所の市民福祉課をサブセンターとして事業を実施してきました。

2 業務委託を行う経緯

浜田市では市の直営で支援センターを運営してきましたが、近年、相談内容の専門化と業務量の増大が進んでおり、また、地域包括支援センター運営上、配置が必須となっている 3 職種（主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士）の雇用確保が困難で、浜田市直営による地域包括支援センターの運営が難しくなったことから、令和 4 年度から浜田市地域包括支援センター運営業務を浜田市社会福祉協議会に委託することになりました。なお、現在全国に 5,000 以上ある支援センターのうち、80%程度はすでに外部委託されている状況です。

3 支援センター業務委託先

社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会

4 委託開始時期

令和 4 年 4 月 1 日から

5 設置場所

本センターを浜田市総合福祉センター内（浜田市社会福祉協議会本所）に設置
サブセンターを浜田市社会福祉協議会各支所内（旭、金城、弥栄、三隅）に設置

6 職員体制

支援センターを設置・運営にかかる国の人員基準に基づき、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門 3 職種を配置します。

本センター	専門職員 6 名＋その他職員を数名
サブセンター（4 か所）	専門職員合計 6 名（各支所 1～2 名を配置予定）
合計	専門職員合計 12 名、その他職員数名により運営予定

7 支援センター業務の委託によって、これまでと何が変わるか

令和4年4月から、高齢者に関するさまざまな悩み事、困り事などを相談する窓口が、委託先の浜田市社会福祉協議会本所及び社協の各支所に変わります。

8 委託する業務と市の直営で残る業務

高齢者等の相談受付を起点として、これを解決するために支援センター職員が訪問や関係機関との調整等を行う総合相談支援を主な業務として委託しますが、それ以外の多くの業務は市の直営業務として残ります。

例えば要介護認定の申請、配食サービス、緊急通報装置など各種申請業務、福祉の仕組みづくりに関わる業務などは引き続き市の業務として残ります。ただ、これら申請業務等について、利用者が社協に相談された場合でも申請の受付代行が可能で、社協においてワンストップの対応が行われるよう、市と社協で連携を行います。

9 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 令和4年1月～ | 民生児童委員協議会、地域協議会、介護保険事業所等に対する説明会を開催（新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施方法、実施時期等について検討中）
市報、ホームページ、チラシ等による住民周知 |
| 令和4年3月 | 浜田市社会福祉協議会への最終事務引継ぎ |
| 令和4年4月 | 浜田市、浜田市社会福祉協議会による業務委託契約 |

新型コロナウイルスワクチンの接種対応について

I 追加接種（3回目）について

1 実施期間

令和3年12月1日～令和4年9月30日

2 接種対象者

2回目の接種が完了した18歳以上の浜田市民の方

- ・医療従事者、高齢者施設等の入所者及び従事者
2回目接種から6か月以上経過
- ・その他の方

対象者	2月まで	3月から
65歳以上の方	2回目接種から 7か月以上経過	2回目接種から 6か月以上経過
64歳以下の方	2回目接種から 8か月以上経過	2回目接種から 7か月以上経過

3 高齢者・一般への接種

(1) 接種券の送付

初回：令和4年1月24日（月）

（対象者：2回目接種日が令和3年7月6日までの方）

以降、接種可能日の概ね1～2週間前に届くように随時送付

(2) 予約開始時期

令和4年1月24日（月）以降（接種券が届き次第）

(3) 接種開始時期

令和4年2月1日（火）

(4) 接種体制

① 個別接種 市内36医療機関で実施

② 集団接種 会場：港町 原井小学校体育館

接種日	時間		見込人数	予約受付期間
	午前	午後		
2月19日（土）	-	14:00-19:00	300人	2月7日（月）～ 2月15日（火）
2月20日（日）	9:00-12:00	13:00-16:00	450人	
3月5日（土）	-	14:00-19:00	300人	2月21日（月）～ 3月1日（火）
3月6日（日）	9:00-12:00	13:00-16:00	450人	
3月19日（土）	-	14:00-19:00	300人	3月7日（月）～ 3月15日（火）
3月20日（日）	9:00-12:00	13:00-16:00	450人	
計			2,250人	

※ 4月以降、別会場にて実施予定

(5) 使用するワクチン

- ・個別接種 ファイザー社製 又は 武田/モデルナ社製
- ・集団接種 武田/モデルナ社製

※ 国から配分される状況により、市が医療機関へ配分するワクチンを指定するので、接種者の希望による接種とはならない。

4 接種状況

ア 医療従事者への接種

接種実施医療機関において、自院及び近隣医療機関等の対象者の接種を12月から順次実施。

イ 高齢者施設入所者への接種

各施設において、1月から順次実施。

ウ 接種数

2,137件（令和4年1月28日時点のVRSでの状況）

5 実施スケジュール（見込み）

3回目接種可能時期 及び対象者見込数		主な対象者	
3年12月～	4,000人	①	②
4年1月～			
4年2月～	14,500人	③	④
4年3月～	9,000人		
4年4月～	5,000人		
4年5月～	6,000人		
4年6月～	1,800人		
4年7月～	400人		

① 医療従事者 ② 高齢者施設入所者等 ③ 高齢者 ④ その他一般

II 小児への接種について

5歳から11歳までの小児への接種について、国において検討中。
令和4年3月以降、開始の見込み。

休日応急診療所及び病児・病後児保育室の開設について

これまで市役所で実施していた「休日応急診療所」及び「病後児保育室」を専用施設に移転し、事業を開始しました。専用施設となったことで、感染症対策を十分に行えるようになるとともに、「病後児保育」に加え、「病児保育」も再開しました。

1 休日応急診療所の概要

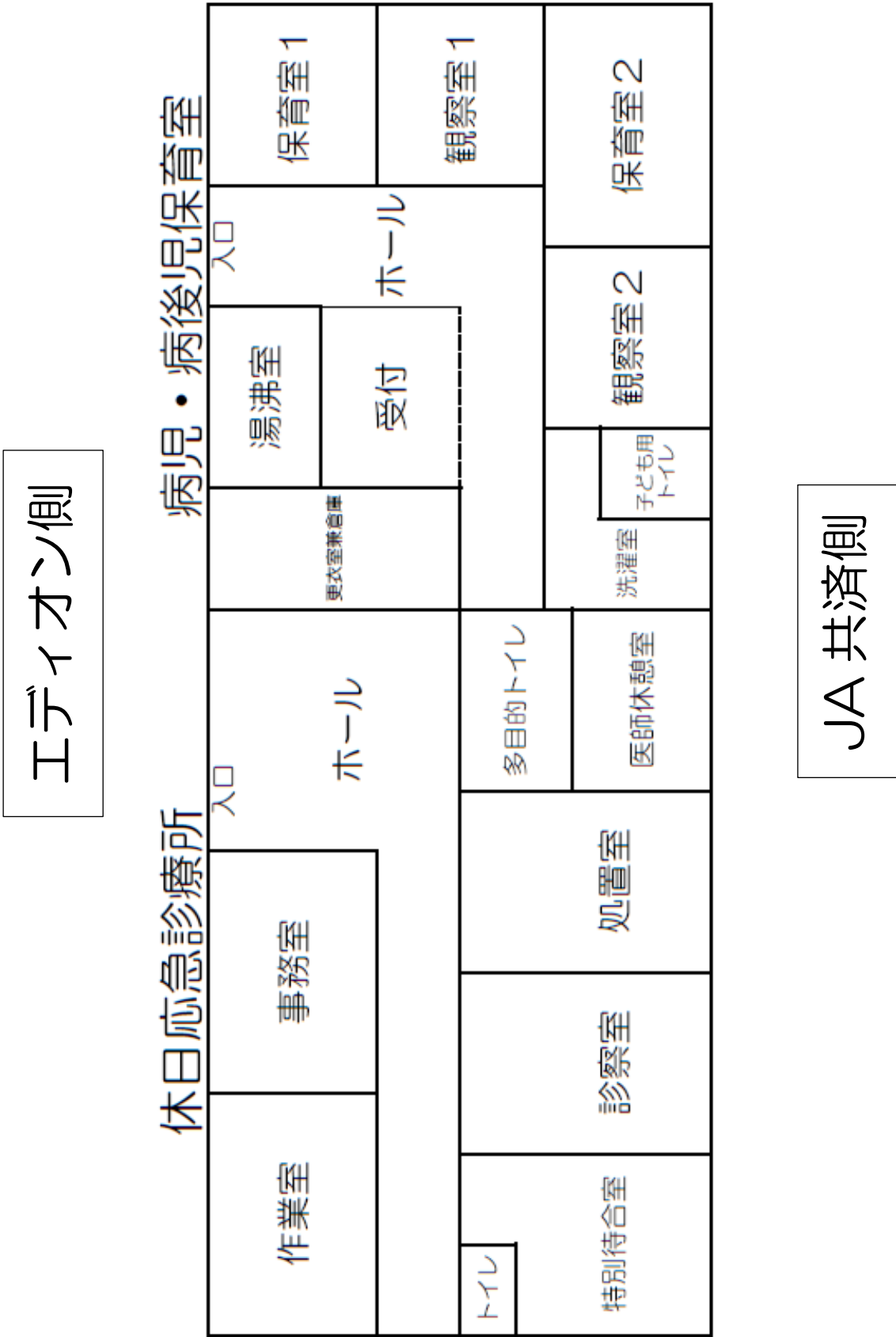
- オープン日 令和4年1月9日（日）
- 開設日 日曜日・祝日（年始は1月2日、3日）
- 受付時間 午前10時～午前11時30分、午後1時～午後2時30分
（診療時間は午後3時まで）
- 診療科 内科、小児科
- 担当医師 浜田市医師会の医師が交代で勤務

2 病児・病後児保育室の概要

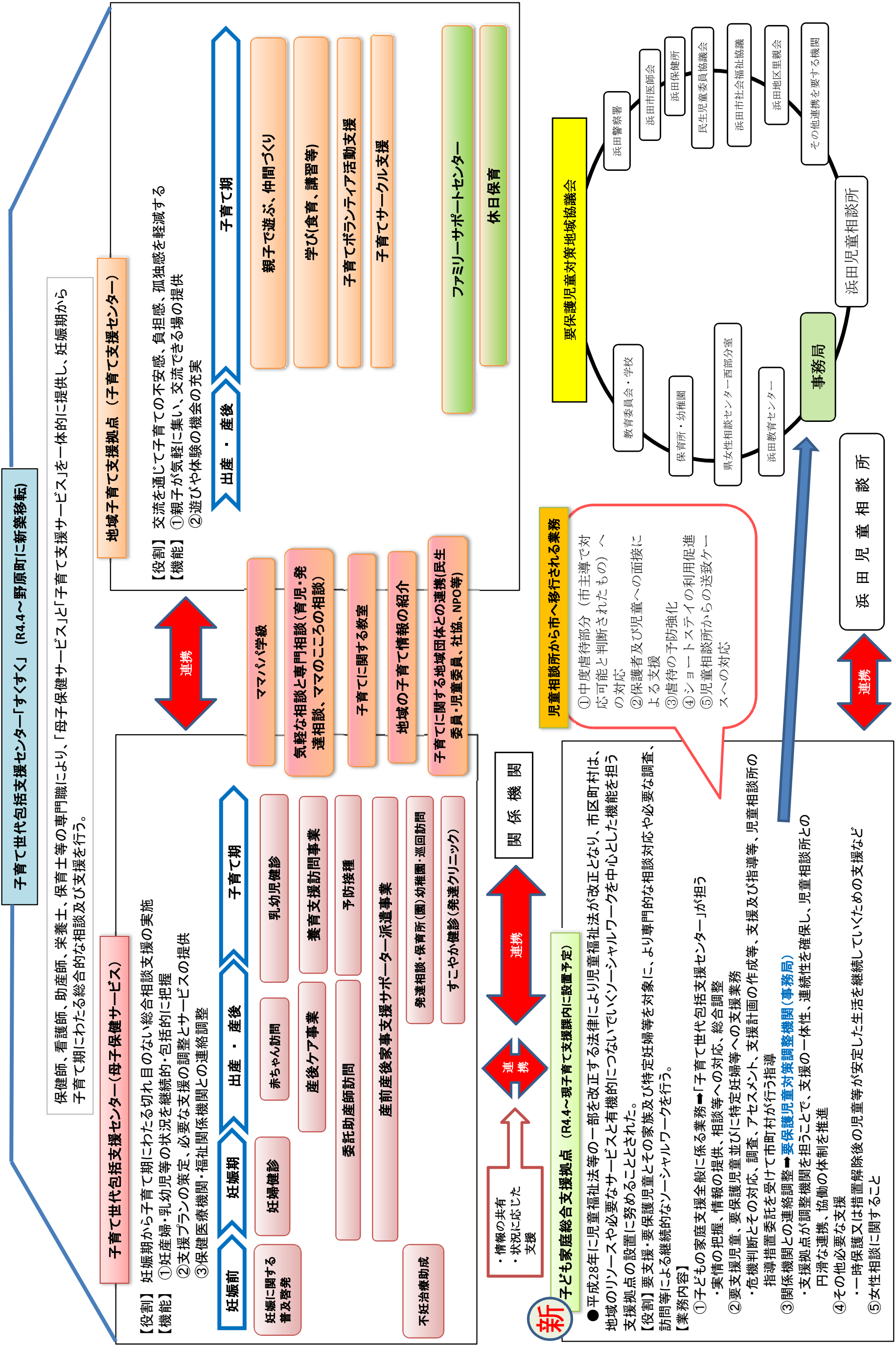
- オープン日 令和4年1月11日（火）
- 開館日時 平日の午前8時から午後6時まで
- 対象者 浜田市在住の生後8週から小学校6年生までの児童
※市外在住でも市内の保育所（園）や小学校に通っている場合は利用可能。
- 利用料金 1時間100円（1日最大1,000円）
※住民税非課税世帯は無料
- 利用定員 6人（児童の病状等から人数制限する場合があります）
- 指定管理者 株式会社Fromハート



【施設平面図】



令和4年度 浜田市子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の連携体制(案)について



保健師、看護師、助産師、栄養士、保育士等の専門職により、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供し、妊娠から子育て期にわたる総合的な相談及び支援を行う。

【役割】 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない総合相談支援の実施
 【機能】 ①妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握
 ②支援プランの策定、必要な支援の調整とサービスの提供
 ③保健医療機関・福祉関係機関との連絡調整

【役割】 交流を通じて子育ての不安感、孤独感を軽減する
 【機能】 ①親子が気軽に集い、交流できる場の提供
 ②遊びや体験の機会の充実

児童相談所から市へ移行される業務
 ①中度虐待部分(市主導で対応可能と判断されたもの)への対応
 ②保護者及び児童への面談による支援
 ③虐待の予防強化
 ④シヨーステイの利用促進
 ⑤児童相談所からの送致ケースへの対応

子ども家庭総合支援拠点 (R4.4～現子育て支援課内に設置予定)
 ●平成28年に児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正となり、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う支援拠点の設置に努めることとされた。
 【役割】 要支援・要保護児童とその家族及び特定妊婦等を対象に、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを行う。
 【業務内容】
 ①子どもの家庭支援全般に係る業務 ■「子育て世代包括支援センター」が担う
 ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
 ②要支援児童、要保護児童並びに特定妊婦等への支援業務
 ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市町村が行う指導
 ③関係機関との連絡調整 ■要保護児童対策調整機関(事務局)
 ・支援拠点が調整機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携、協働の体制を推進
 ④その他必要な支援
 ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援など
 ⑤女性相談に関すること